

令和6年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月8日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.66
② 連結実質赤字比率	—	—	16.66
③ 実質公債費比率	4.5	4.2	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.66％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.66％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は 4.5％となっており、前年度より 0.3 ポイントの増加となった。

早期健全化基準の 25.0％と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

なお、中期財政計画において、実質公債費比率の増加傾向が見込まれていることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されなかった。

早期健全化基準の 350.0％と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和6年度 経営健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和6年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月8日まで

6 審査の結果

別紙1から別紙3までのとおり

別紙 1

令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

（2） 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 6 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 6 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	(%) 20.0

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。